

○岡山市営住宅建替事業に伴う民間住宅入居資金貸付要綱

平成24年8月16日

(目的)

第1条 この要綱は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき施行する市営住宅建替事業（以下「法定建替事業」という。）によって、一時的に民間賃貸住宅に居住することになった市営住宅入居者に対し、住宅を借りるのに必要な資金を貸し付け、もって入居者の生活の安定と建替事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、岡山市営住宅条例第36条第5項の規定に基づく市長が定める市営住宅の建替事業の実施について（平成10年市告示第35号）において使用する用語の例による。

(貸付対象者)

第3条 資金の貸付けの対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 岡山市営住宅条例（平成9年市条例第52号）第7条の規定による入居の許可を受けている市営住宅の入居者であること。
- (2) 建替住宅に入居することが確実な者であること。

(貸付額)

第4条 資金の貸付限度額は、岡山市営住宅建替事業に伴う移転料等取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第7条第1項第3号に定める敷金助成限度額の3箇月分又は建物賃貸借契約書による敷金の額のいずれか低い方の額とする。ただし、取扱要綱第7条第3項の規定により、敷金助成を受けようとする者については、当該助成額を差し引くものとする。

(貸付けの条件)

第5条 貸付金の償還方法は一括償還とし、償還期限は、建替住宅に入居した日の翌日から起算して3週間以内とする。

2 貸付金には、利子を付さないものとする。

(借入れの申込み)

第6条 敷金の貸付けを受けようとする者は、民間住宅入居資金借入申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に建物賃貸借契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときには、建物賃貸借契約の締結前に民間住宅入居資金借入申込書の提出をすることができる。この場合、建物賃貸借契約締結後速やかに建物賃貸借契約書の写しを提出しなければならない。

(貸付決定)

第7条 市長は、前条に定める申込書の提出があったときは、申込書を審査し、貸付けを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸付けを決定したときは、民間住宅入居資金貸付決定通知書(様式第2号)により、貸付けないことを決定したときは、通知書(様式第3号)により借入申込者に通知するものとする。

(貸付金の支払時期)

第8条 市長は、第6条に定める申込書の提出があった後において、建物賃貸借契約書の内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査等により、当該契約の履行が確実であると認めるときは、民間住宅入居資金貸付契約を締結し、借入申込者からの民間住宅入居資金貸付金請求書(様式第5号)の提出ののち、貸付金を支払うものとする。

2 前項で締結する契約は、民間住宅入居資金貸付契約書及び借用書(様式第4号)によるものとする。

(移転完了審査)

第9条 借受人は、移転の完了したときは、移転完了届を市長に提出して移転完了審査を受けなければならない。

2 移転完了届は、取扱要綱第5条第2項の規定による移転完了届をもってこれに充てる。

(期限前償還)

第10条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、定められた償還期限前にその借受人に対し、貸付金の償還を請求することができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な手段により貸付けを受けたとき。

(2) 貸付金を当該貸付けの目的以外に使用したとき。

(3) 貸付金を受けることにより借りた住居を、建替住宅に入居する目的以外で退去

したとき。

(4) その他正当な理由がなくこの要綱に違反したとき。

(繰上償還)

第11条 借受人は、償還期限前に、貸付金を繰上償還することができる。

(延滞金)

第12条 市長は、借受人が定められた償還期限までに貸付金を返還せず、又は第10条の規定による請求を受けた金額を支払わなかったときは、定められた償還期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その延滞した額につき、年14.6%の割合で計算した延滞金を請求するものとする。ただし、市長が特に認めた場合には、この限りでない。

2 延滞金は、貸付金の1,000円未満を切り捨てた額に前項の利率を乗じ、日割計算をもって算出する。算出された延滞金に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。なお、延滞金が500円を超えない場合には、これを徴収しない。

(準用)

第13条 法定建替事業の承認を得ないで行う市営住宅建替事業を施行する場合においては、この要綱の規定を準用するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年度分の市営住宅の建替事業から適用する。

様式第1号(第6条関係)

民間住宅入居資金借入申込書

年 月 日

岡山市長 様

住 所
氏 名



下記により、岡山市営住宅建替事業に伴う民間住宅入居資金の貸付を受けたいので申し込みます。

記

1 借入申込者 住 所 岡山市

氏 名

2 民間住宅の所在 岡山市

3 家 主 住 所

氏 名

4 敷金の額 円 *建物賃貸借契約書による額

5 世帯の状況

世帯員氏名	続柄	生年月日	勤務先等
	本人		

6 添付書類 建物賃貸借契約書(写)

様式第2号(第7条関係)

平成 年 月 日

様

岡山市長



民間住宅入居資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった岡山市営住宅建替事業に伴う民間住宅入居資金の貸付けについて、審査の結果、下記のとおり貸付けを決定しましたのでお知らせします。

記

貸付決定金額 円

貸付契約予定日 年 月 日

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

様

岡山市長

印

通 知 書

年 月 日付けで申込みのあった岡山市営住宅建替事業に伴う民間住宅入居資金の貸付けについては、審査の結果、次の理由により貸付けないことを決定しましたのでお知らせします。

(理由)

民間住宅入居資金貸付契約書及び借用書

岡山市(代表者岡山市長)を甲とし, を乙とし, 甲と乙との間にさくら住座市営住宅の建替事業に伴う民間住宅入居資金貸付要綱第8条の規定に基づき, 次の条項により, 契約を締結する。

第1条 甲は, 乙に対し以下の条項の規定により 円を貸し付け, 乙は, これを受領して借用する。

- (1) 使 途 市営住宅の建替事業に伴う民間住宅借上げに要する敷金
- (2) 利 子 無利子
- (3) 償還方法 一括償還
- (4) 償還期限 建替事業より新たに建設した市営住宅(以下「建替住宅」という。)へ入居した日の翌日から起算して3週間以内とする。

第2条 乙が次の各号のいずれかに該当すると甲が認めた場合, 乙は, 第1条に定める償還期限によらず, 貸付金を直ちに償還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請, その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (2) 貸付金を当該貸付けの目的以外に使用したとき。
- (3) 貸付金を受けることにより借りた住居を, 建替住宅に入居する目的以外で退去したとき。
- (4) その他正当な理由がなく岡山市営住宅建替事業に伴う民間住宅入居資金貸付要綱及びこの契約に基づく貸付条件に違反したとき。

第3条 乙は, 前条の規定にかかわらず, 甲の承諾を得て期限前に, この借入金を繰上償還することができる。

第4条 乙は, 定められた償還期限までに貸付金を償還せず, 又は第2条の規定による請求を受けた各号のいずれかに該当することを理由として第2条の規定による請求を受けた金額を支払わなかったときは, 定められた償還期限の翌日から支払日までの日数に応じその延滞した額につき年14.6%の割合で計算した延滞金を甲に支払うものとする。ただし, 甲が特に認めた場合には, この限りではない。

年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市長 印

乙 住 所
氏 名 印

様式第5号(第8条関係)

民間住宅入居資金貸付金請求書

年 月 日

岡山市長 様

住 所 岡山市

氏 名

印

市営住宅建替事業施行に伴い、上記住所へ仮移転するのに必要なため下記金額を貸付されるよう請求します。

記

1 請求金額

円